

○内閣府告示第四百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項及び同法附則第五条の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年十一月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 つくば市
- 二 構造改革特別区域の名称 つくばモビリティロボット実験特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 つくば市の区域の一部（つくばセンターエリア及びつくば研究学園エリア）

○内閣府告示第四百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項及び同法附則第五条の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年十一月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都大田区
- 二 構造改革特別区域の名称 羽田空港ロボット実験特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都大田区の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項及び同法附則第五条の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第三十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年十一月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 豊田市
- 二 構造改革特別区域の名称 豊田市立ち乗り型パーソナルモビリティ実験特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 豊田市の区域の一部（日南町、月見町、若宮町、昭和町、竹生町、久保町、日之出町、中島町、寺部町、高橋町、上野町、千石町、広川町、森町、白浜町、八幡町、挙母町、喜多町、神明町、桜町、元城町、西町、小坂本町、小坂町、神田町、十塚町、砂町、瑞穂町、広路町、長興寺、元宮町、松ヶ枝町、錦町、金谷町、常盤町、樹木町、上挙母、朝日ヶ丘、御幸町、新生町及び細谷町）